

明石市水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例 (素案) への意見募集結果について

令和3年12月24日(金)から令和4年1月23日(日)までの間に行った意見募集について、いただいたご意見とそれに対する市の考え方は、以下のとおりです。

意見応募者3名

ご意見は、趣旨を損なわないように要約しています。

| No. | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|--|---|
| 1 | <p>第9条第1項で市長は遊泳者安全区域としての期間・区域を指定できるとありますが、憲法で罪刑法定主義が規定されているので、これでは、地方自治法14条第2項で「・・・義務を課し、又は権利を制限するには条例によらなければならない。」と言う趣旨を逸脱することになるのではないかと。条例で罰則を設定している限り、適用区域・期間を条例で、具体的に「江井島海岸〇〇から△△まで何キロメートル、6月～7月」と言うように条例の条文中で規定すべきであると思います。</p> <p>また、公共の利益のために規制することがあるのは理解できるが、規制する必要もないのに規制するのは良くないと思います。ましてや、行政が管理することも予定していないところを規制することはよくありません。</p> | <p>第9条第3項「市長は、第1項の規定により遊泳者安全区域を指定したときは、その区域、制限又は禁止される行為及びその期間を告示するものとする。前項の規定により遊泳者安全区域の指定を解除する場合も、同様とする。」とありますように、具体的な区域や期間等を告示する旨が条例に規定されており、地方自治法を遵守した条例形式となっています。</p> <p>規制については、遊泳者に係る危害を防止するために必要があると認めるときに遊泳者安全区域を指定することができることから、各地域の利用状況をしっかりと見極め、必要最低限となるように考えております。</p> |
| 2 | <p>遊泳者については、遊泳者安全区域への水上オートバイの乗り入れを事実上制限することで安全が保障されるようですが、それ以外、水上オートバイは自由に走行が可能です。八木の海岸では、漁師が養殖のために設置しているワカメや昆布のための浮きやロープに構わず走り、ひどいもの</p> | <p>ご意見にあります養殖の設備が設置されている付近での水上オートバイの行為については、操縦者自身のマナーやモラルの問題と考えております。</p> <p>このため本市としましては、規制するのではなく、国・県をはじめ水上オートバイ等関連事業者などと連携協力し、</p> |

| | | |
|----------|--|---|
| | <p>は浮きをスラロームのコーン代りにして蛇行運転をし、作業中の漁師の船のすぐ脇を、波をたてて走り抜けていきます。とても危険であり、ロープが切れるなどの被害も出ています。遊泳者の安全を守ることにかたよらず、海産物産業を保護するためにも、養殖の設備が設置されている付近でも水上オートバイの走行の規制を求めます。</p> | <p>様々な場面を活用して水上オートバイ等のマナーの向上を図っていく考えです。また、第8条には、毎年7月は海の安全月間とすることを規定しています。海水浴シーズンにあわせて、重点的にマナー啓発等の取り組みを行い、水上オートバイ等の安全な利用を促進していくものです。</p> |
| <p>3</p> | <p>林崎海岸海水浴場のような管理された場所ですら危険な航行が起っています。それ以外の海岸はまさに無法地帯であり、危険走行や迷惑行為が常態化しています。それを防ぐためにも次の対策が必要です。騒音問題については、「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」が非常に参考になると思われます。</p> <p>①海岸から300m以内の走行禁止 ②発着場所の制限・集約 ③騒音規制 ④海岸に放置されている水上オートバイ輸送車両の撤去、放置禁止</p> | <p>①について、当該条例は、遊泳者安全区域を設けることで遊泳者の安全を確保し、水上オートバイ等の安全な利用を促進していくものです。</p> <p>先般、兵庫県が記者発表しました「兵庫県水上オートバイによる危険行為に対する対策（案）」（以下「対策（案）」という。）では、県独自ルールとして、沿岸から概ね100mを徐行区域として設定することが示されました。本市としましては、海岸域を利用するすべての方が安全に安心して楽しめるように県独自ルールの周知やマナー向上の啓発等を行っていく考えです。</p> <p>②について、対策（案）では、水上オートバイの利用を行うマリーナ・ショップ等について、「水上オートバイ ひょうご 安全安心 マリーナ・ショップ」認証制度を創設することが示されました。県が認証する要件として、マリーナ等が県独自ルール等の遵守を水上オートバイのユーザーに対して指導・啓発することなどが必要となります。これにより、県は水上オートバイユーザーに対して、海岸への水上オートバイの上げ下ろしに関しても、認証マリーナ等の利用を</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>推奨することとなり、結果、優良なユーザーを増やしていくことにつながります。さらには、水上オートバイ等の発着場所が集約されていくことも期待されます。本市としましても、兵庫県や、水上オートバイの利用を行うマリーナ・ショップ等と連携協力し、ルールやマナーを守る優良ユーザーの増加に向けた取り組みを実施していく考えです。</p> <p>③について、水上オートバイユーザーに対して不必要なエンジンの空ぶかしをしないことや、騒音の低減にも関係する徐行区域の周知など他の取り組み同様マナー啓発に取り組んでいく考えです。引き続き、他都市の条例等も参考にしながら、関係機関と連携し騒音問題の解決に努めてまいります。</p> <p>④について、不法占用物の撤去など直接的な対応は海岸管理者である兵庫県が行うこととなりますが、本市としましては、上記にもありますように、ルールやマナーを守る優良ユーザーを増やしていくことで、不法占用をなくしていき、みんなが楽しめる快適な海域等の創出に努めていく考えです。</p> |
|--|--|---|